

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 牧田川取水工塵芥処理(単価契約)
- 2 施 行 場 所 岐阜県大垣市上石津町細野地内
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書には、別紙のとおり合計額及び1kg当たりの単価が確認できる記載内容としてください。
見積書の様式は別紙のとおりとします。見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印してください。印章を省略される場合はさらに、「貴社の本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先も記載してください。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令 和 7 年 5 月 8 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5)質 問 書 令 和 7 年 4 月 21 日 12:00 まで
※質問の回答については、令 和 7 年 4 月 25 日 までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令 和 7 年 5 月 8 日 16:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

別紙

令和7年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

見 積 書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(税抜)

※1 太枠の合計額を記載してください。
内訳については下記のとおり

内訳

名称	規格	単位	員数	単価	金額	摘要
直接工事費		式	1			
諸経費		式	1			
合計						
1kg当たり単価	合計額÷ 処分数量(800kg)					

※2 1kg当たり単価に円未満の端数がある場合は、切り捨てた金額としてください。

※3 契約単価は1kg当たりの単価となります。

業 務 名 牧田川取水工塵芥処理（単価契約）

入札心得及び現場説明書承諾のうえ上記の金額により見積りいたします。

牧田川取水工塵芥処理

仕 様 書

令和 7 年 4 月

独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「牧田川取水工塵芥処理」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

岐阜県大垣市上石津町細野地内

2-2 業務概要

本業務は、木曽川中下流用水総合管理所三重用水管理所が管理する牧田川取水工施設内の塵芥除去を行うものである。

- ① 除塵機集積箱内の塵芥
- ② 敷地内の塵芥

2-3 想定業務数量

名 称	単 位	員 数	備 考
直接工事費	式	1	
塵芥除去（収集、積込、運搬）	回	2	1回当たり作業時間 4.0h
処分費	kg	800	

第3節 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

第4節 塵芥処理

1. 作業の実施方法等については、下記のとおりとする。
 - ① 作業時期は、機構の担当者より指示する。
 - ② 作業にあたっては、除塵機が停止しているのを確認し、安全に行うものとする。
なお、塵芥と不燃物に分別を行うものとし、不燃物の処分にあっては、別途発注者と協議するものとする。
 - ③ 塵芥は、次に示す搬出区分に従い搬出するものとする。
なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

建設副産物	搬出先 区 分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び受入時間	その他の受入 条件	片道運搬 距離	受入費用 (税抜き)
塵芥	焼却処 理施設	岐阜県大垣市 米野町地内	土曜日曜祝日を除く 8時30分～16時30分	ゴミ等混入不 可	牧田川取水工： 約34.4km	10,000円/t

- ④ 塵芥処理の報告にあたっては、塵芥処理作業実施時の写真及び処分量が分かる資料、発注者の指示するその他の関係書類を遅滞なく発注者に提出するものとする。

2. その他

- ① 施設内の鍵については、発注者が貸与するものとする。
- ② 想定業務数量は、契約を確約するものではない。
- ③ この仕様書に取り決めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議する。

以 上

牧田川取水工塵芥処理 単価契約書（案）

1. 目的 独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所三重用水管理所が管理する牧田川取水工施設内の除塵機集積箱内の塵芥の収集・運搬を行う。
2. 作業範囲 牧田川取水工内
3. 作業場所 岐阜県大垣市上石津町細野地内
4. 作業期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
5. 業務単価 円/kg（消費税抜き）

独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次のとおり契約する。

（総則）

- 第 1 条 発注者は、頭書の目的のため、頭書の期間中において、受注者に対し牧田川取水工除塵機集積箱内および集積箱周辺の塵芥集積・積込・運搬（以下「塵芥処理」）を指示するものとする。
- 2 受注者は、前項の規定による発注者の指示に従い遅滞なく塵芥処理を履行しなければならない。

（再請負の禁止）

- 第 2 条 受注者は、業務の処理を一括して他に請け負わせてはならない。

（関係書類の作成及び提出）

- 第 3 条 受注者は、第 1 条の規定による塵芥処理を施行したときは、関係書類を遅滞なく発注者に提出しなければならない。詳細については、仕様書第 4 節 1. のとおりとする。
- 2 発注者は、必要に応じ、受注者の立会のもとに現地確認を行うことができるものとする。

（担当者等の選定）

- 第 4 条 発注者受注者間の連絡調整、その他業務の適正かつ円滑な推進を図るため、発注者受注者それぞれ責任者及び業務連絡担当者を次のとおり定める。

- 一 発注者担当者 独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所
三重用水管理所 管理班 北出 幸哉
管理班 小笠原 大貴

- 二 受注者担当者

（代金の支払）

- 第 5 条 受注者は、発注者の確認を受けた処分重量に基づき、1 回の作業の合計重量（合計重量が 10kg 未満の端数を生じたときは切り上げるものとする。）から頭書の業務単価を乗じて得た額を書面をもって発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求の書面を受理したときは、翌月末日に当該請求金額を受注者に支払うものとする。

（安全管理）

- 第 6 条 受注者は、塵芥処理の施行にあたって常に安全管理に努めなければならない。
- 2 塵芥処理の施行に伴う道路交通の安全管理については、受注者の責任において行うも

のとする。

(損害補償)

第7条 業務の遂行に関し、受注者がその責に帰すべき事由により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に対する補償は、受注者が負担するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 受注者は、この契約に基づく権利、または義務を他に譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た時はこのかぎりでない。

(解約)

第9条 発注者又は受注者が、本契約に違反したときは、相手方に催告のうえ本契約を解約することができる。この場合において、損害が生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(疑義の解釈)

第10条 この契約の解釈について疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については受発注者双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者受注者各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1
独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

受注者

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年4月17日に交付された(件名:牧田川取水工塵芥処理(単価契約))
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。